

三重とこわか国体・三重とこわか大会実行委員会

宿泊専門委員会委員の変更

第４回宿泊専門委員会（令和２年２月１０日）以降における委員の変更について、三重とこわか国体・三重とこわか大会実行委員会会則第１３条第４項の規定により報告します。

（順不同：敬称略）

選出区分	所属機関・団体・役職名	旧	新
県関係	三重県医療保健部食品安全課 課長	中井 康博	下尾 貴宏
	三重県農林水産部フードイノベーション課 課長	竹田 久夫	福島 頼子

三重とわか国体・三重とわか大会実行委員会 開催準備経過
（第４回宿泊専門委員会以降）

年度	月	日	開催準備	主 な 内 容
令和元年度	2	10	第４回宿泊専門委員会の開催	「宿泊要項（三重県案）」（案）【国体】、「宿泊要項」（案）【大会】について審議し、決定
	2	14	第３回全国障害者スポーツ大会専門委員会の開催	「競技開始式・表彰式実施要項」（案）、「リハーサル大会実施要綱」（案）について審議し、決定
	2	19	第３回警備・消防専門委員会の開催	「開・閉会式会場管理運営要綱」（案）、「開・閉会式等自主警備業務実施計画」（案）等について審議し、決定
	2	20	第３回馬事衛生専門委員会の開催	「馬事衛生対策実施要領」（案）について審議し、決定
	2	25	第４回競技専門委員会の開催	「競技会役員編成基準」（案）について決定し、「大会実施要項（総則）」（案）について審議
	3	10	第８回式典専門委員会の開催	「式典実施計画」（最終案）について審議
	3	13	常任委員会中止に伴う会長の専決処分	「デモンストレーションスポーツ会場地市町における開催施設の変更」（案）「大会実施要項（総則）」（案）「式典実施計画」（案）「実行委員会 専門委員会規程の改正」（案）について決定

三重とこわか国体宿泊要項（三重県案）の改正（案）

審議事項（1）

荒天・天災等による競技会（種目・種別）の中止により宿泊取消を申し出た場合における宿泊取消料の取扱に関する規定を追加するため、次のとおり改正する。

		（ 旧 ）		（ 新 ）																													
<p>第1条～第5条（8）（略）</p> <p>（9）宿泊取消料</p> <p>ア 大会参加の取りやめ等、やむを得ない理由により宿泊取消を申し出た場合の宿泊取消料は、次のとおりとする。</p>	<p>第1条～第5条（8）（略）</p> <p>（9）宿泊取消料</p> <p>ア 大会参加の取りやめ等、<u>のやむを得ない理由、並びに荒天・天災等（以下「荒天等」という。）</u>による<u>競技会（種目・種別）の中止</u>により宿泊取消を申し出た場合の宿泊取消料は、次のとおりとする。</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>申 出 区 分</th> <th>宿 泊 取 消 料</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>宿泊予定日の9日前まで</td> <td>不 要</td> <td></td> </tr> <tr> <td>宿泊予定日の8日前から 宿泊予定日の4日前まで</td> <td>宿泊料金の20%</td> <td>素泊まり又は欠食で 申し込んだ場合は、 その料金を宿泊料金 とする。</td> </tr> <tr> <td>宿泊予定日の3日前から 宿泊予定日の前日まで</td> <td>宿泊料金の50%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>宿泊予定日当日</td> <td>宿泊料金の100%</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>（注）<u>荒天等</u>による交通機関の不通で、<u>宿舎への到着が困難な日の宿泊取消料は、宿舎と協議して決定する。</u></p> <p>イ 選手・監督が、荒天等による競技会期の短縮決定又は競技敗退の理由により宿泊取消を申し出た場合の宿泊取消料は、前号の定めに関わらず、特例として次のとおりとする。</p> <p>なお、この特例は選手・監督以外には適用しない。</p>	申 出 区 分	宿 泊 取 消 料	備 考	宿泊予定日の9日前まで	不 要		宿泊予定日の8日前から 宿泊予定日の4日前まで	宿泊料金の20%	素泊まり又は欠食で 申し込んだ場合は、 その料金を宿泊料金 とする。	宿泊予定日の3日前から 宿泊予定日の前日まで	宿泊料金の50%		宿泊予定日当日	宿泊料金の100%		<table border="1"> <thead> <tr> <th>申 出 区 分</th> <th>宿 泊 取 消 料</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>宿泊予定日の9日前まで</td> <td>不 要</td> <td></td> </tr> <tr> <td>宿泊予定日の8日前から 宿泊予定日の4日前まで</td> <td>宿泊料金の20%</td> <td>素泊まり又は欠食で 申し込んだ場合は、 その料金を宿泊料金 とする。</td> </tr> <tr> <td>宿泊予定日の3日前から 宿泊予定日の前日まで</td> <td>宿泊料金の50%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>宿泊予定日当日</td> <td>宿泊料金の100%</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>（注）<u>荒天等</u>による交通機関の不通で、<u>宿舎への到着が困難な日の宿泊取消料は、宿舎と協議して決定する。</u></p> <p>イ 選手・監督が、荒天等による競技会期の短縮決定又は競技敗退の理由により宿泊取消を申し出た場合の宿泊取消料は、前号の定めに関わらず、特例として次のとおりとする。</p> <p>なお、この特例は選手・監督以外には適用しない。</p>	申 出 区 分	宿 泊 取 消 料	備 考	宿泊予定日の9日前まで	不 要		宿泊予定日の8日前から 宿泊予定日の4日前まで	宿泊料金の20%	素泊まり又は欠食で 申し込んだ場合は、 その料金を宿泊料金 とする。	宿泊予定日の3日前から 宿泊予定日の前日まで	宿泊料金の50%		宿泊予定日当日	宿泊料金の100%	
申 出 区 分	宿 泊 取 消 料	備 考																															
宿泊予定日の9日前まで	不 要																																
宿泊予定日の8日前から 宿泊予定日の4日前まで	宿泊料金の20%	素泊まり又は欠食で 申し込んだ場合は、 その料金を宿泊料金 とする。																															
宿泊予定日の3日前から 宿泊予定日の前日まで	宿泊料金の50%																																
宿泊予定日当日	宿泊料金の100%																																
申 出 区 分	宿 泊 取 消 料	備 考																															
宿泊予定日の9日前まで	不 要																																
宿泊予定日の8日前から 宿泊予定日の4日前まで	宿泊料金の20%	素泊まり又は欠食で 申し込んだ場合は、 その料金を宿泊料金 とする。																															
宿泊予定日の3日前から 宿泊予定日の前日まで	宿泊料金の50%																																
宿泊予定日当日	宿泊料金の100%																																
<p>第6条～第8条（略）</p>	<p>第6条～第8条（略）</p>	<p>ウ 宿泊の申込み後、変更・取消の申し出がないまま宿泊をしなければならなかった場合の宿泊取消料は、上記ア、イの定めに関わらず、宿泊料金の全額とする。</p> <p>エ 宿泊取消料は、宿泊責任者又は本人が、当該宿舎へ直接支払うものとする。宿泊責任者又は本人が宿泊取消料を支払うことができない場合は、宿泊申込代表者が最終責任を負う。</p>	<p>ウ 宿泊の申込み後、変更・取消の申し出がないまま宿泊をしなければならなかった場合の宿泊取消料は、上記ア、イの定めに関わらず、宿泊料金の全額とする。</p> <p>エ 宿泊取消料は、宿泊責任者又は本人が、当該宿舎へ直接支払うものとする。<u>その精算方法は、原則として現金払いとするが、別途、当該宿舎が定める方法も可とする。</u></p> <p><u>また、宿泊責任者又は本人が宿泊取消料を支払うことができない場合は、宿泊申込代表者が最終責任を負う。</u></p>																														

三重とこわか国体 宿泊要項(三重県案) (改正案)

1 趣旨

この要項は、「第76回国民体育大会宿泊基本計画」に基づき、第76回国民体育大会「三重とこわか国体」における正式競技及び特別競技に参加する選手・監督、都道府県選手団本部役員、大会役員、競技会役員、競技役員及び視察員(以下「大会参加者」という。)の宿泊等に関して必要な事項を定めるものとする。

2 宿舍

- (1) 大会参加者の宿泊は、原則として、会場地市町内の旅館等(旅館業法(昭和23年法律第138号)の許可を受けて営業を行うホテル、旅館及び簡易宿所をいう。以下同じ。)を利用する。
- (2) 会場地市町内の旅館等で大会参加者の収容が困難な場合は、その地域の実情を踏まえ、公共施設、寮、保養所、寺院、民家等及び県内外の近隣市町の旅館等(以下、上記(1)と合わせ「宿舍」という。)を利用する。ただし、公共施設、寮、保養所、寺院、民家等の利用は、選手・監督に限る。
- (3) 風紀上、衛生上及び安全対策上等に支障があると認められる宿舍は利用しない。

3 配宿

- (1) 配宿に係る業務は、三重とこわか国体・三重とこわか大会実行委員会(以下「県実行委員会」という。)及び正式競技・特別競技の会場地市町実行委員会(以下「市町実行委員会」という。)が設置する合同配宿本部が実施する。
- (2) 選手・監督及び競技会に関わる役員の配宿は、競技会場及び練習会場までの交通状況等を考慮する。
- (3) 選手・監督の配宿は、安全かつ十分な休養、休息を確保できる環境づくりを行うため、以下のことに配慮する。
 - ア 都道府県、競技、競技種別及び男女の別を考慮する。
 - イ 原則として、都道府県選手団本部役員、競技会役員及び競技役員、視察員、報道員等とは別にする。
- (4) 競技会役員及び競技役員の配宿は、できる限り同一、又は近隣の宿舍とする。
- (5) 和室の場合は、1人につき3.3㎡(2畳)以上、洋室の場合は、1人につきベッド1台、和洋室の場合は、上記を併せた条件で配宿する。

4 宿泊申込手続き

(1) 宿泊申込代表者

合同配宿本部は、大会参加者の区分ごとに、それぞれ宿泊の申込みに関する責任を負う者(以下「宿泊申込代表者」という。)を指定する。宿泊申込代表者は、当該区分に定める者の宿泊申込について、最終的な責任を負う。

(2) 宿泊責任者

宿泊申込代表者は、宿泊日が同一のグループ又は行動をともにするグループごとに、

宿舎との間で必要な事務処理にあたる者（以下「宿泊責任者」という。）を指名する。

(3) 宿泊申込人員

選手・監督及び都道府県選手団本部役員（以下「選手団」という。）の宿泊申込人員については、以下に示す人数を超える宿泊申込は認めない。

ア 選手・監督にあつては、種別（種目）別の参加人数

イ 都道府県選手団本部役員にあつては、編成人数

なお、上記の人数については、第76回国民体育大会実施要項（以下「実施要項」という。）で定められた人数とする。

(4) 宿泊申込

ア 大会参加者の宿泊申込は、合同配宿本部が定める宿泊申込書により、宿泊申込代表者が、インターネットを利用して合同配宿本部に行くものとする。ただし、インターネットシステムの異常等により、インターネットによる宿泊申込が困難な場合は、宿泊申込書に必要事項を記入のうえ、ファクシミリ又は郵便により行うことを認めるものとし、速やかに合同配宿本部へ連絡するものとする。

なお、宿泊申込の効力の発生は、インターネットについては受信した時点、ファクシミリ及び郵便については到達した時点とする。

イ インターネット等による宿泊申込は、合同配宿本部が定める申込期限までに行うものとする。

ウ 選手団については、宿泊申込が申込期限までに行われない場合、実施要項の定めにより、大会への参加を認めない。

(5) 宿舎の決定

宿泊申込のあった大会参加者の宿舎は、合同配宿本部が、決定する。

(6) 宿泊の変更及び取消

ア 入宿前の変更及び取消については、宿泊申込代表者が、インターネットを利用して速やかに合同配宿本部に行くものとする。ただし、インターネットシステムの異常等により、インターネットによる変更や取消が困難な場合は、ファクシミリ又は郵便により、速やかに合同配宿本部に行くことを認めるものとし、この場合も、速やかに合同配宿本部へ連絡するものとする。

なお、変更及び取消の効力の発生は、インターネットについては受信した時点、ファクシミリ及び郵便については到達した時点とする。

イ 入宿後にあつては、宿泊責任者が、直接当該宿舎へ速やかに申し出るものとし、その効力の発生は、当該申し出のあった時点とする。宿舎は、変更及び取消を受け付けた場合、精算後に合同配宿本部に報告する。

ウ 合同配宿本部が決定（指定）する宿舎の変更は、原則として認めない。任意に変更したことによって生じたすべての紛議及び損失は、任意に変更した者がその責任を負う。

エ 大会参加者の宿舎決定後の宿泊取消については、限られた宿舎を有効活用して配宿を行うことから、大会への参加取消等の特別な事情のない限り認めない。

なお、不適切な対応が発生した場合は、公益財団法人日本スポーツ協会の国民体育大会委員会において、報告する。

5 宿泊料金等

大会参加者の宿泊料金等は、次のとおりとする。

(1) 宿泊

宿泊とは、入宿日の 15 時から出発日の 10 時までの客室の使用をいうものとし、原則として 1 泊 2 食とする。

※食事提供対策等を行い、1 泊 2 食の食事提供ができない宿舎に配宿を行うこともある。

(2) 宿泊料金等の適用期間

宿泊料金等の適用期間は、以下の期間とする。

ア 令和 3 年 8 月 31 日(火)15 時から令和 3 年 9 月 13 日(月)10 時まで

イ 令和 3 年 9 月 21 日(火)15 時から令和 3 年 10 月 6 日(水)10 時まで

ただし、選手・監督、競技会役員及び競技役員においては、参加する競技の開始日の 4 日前の 15 時から競技終了日翌日の 10 時までとする。

(3) 宿泊料金

宿泊料金は、下記の宿泊料金の範囲内とする。ただし、大会役員等が、定員未満での利用などを希望する場合は、この宿泊料金の範囲を超えることがある。

区分	消費税	宿泊料金		備考
		1 泊 2 食	素泊まり	
大会 参加者	税抜	4,500 円～15,000 円	3,150 円～10,500 円	通常のサービス・奉仕料及び冷暖房料を含む
	税込 (10%)	4,950 円～16,500 円	3,465 円～11,550 円	

※ 1 泊 2 食の宿泊料金は、500 円刻みとする。

※素泊まりとは、食事を伴わない宿泊をいう。

※素泊まりの宿泊料金は、1 泊 2 食料金の 70%相当額とする。

(4) 入湯税

入湯税については外税とし、宿泊料金とは別に支払う。

(5) 休憩料金

入宿日 15 時以前及び出発日の 10 時以降に客室を利用する場合の休憩料金は、各宿舎の規定に基づくものとする。

(6) 入浴料

宿舎からの要請により、宿泊者が公衆浴場等を利用した時は、当該宿舎が入浴料を負担する。

(7) 欠食控除

欠食控除の適用は、朝食、夕食ともに前々日の 12 時までに申し出た場合に限ることとし、以下に示すとおりとする。ただし、当日の競技の進行状況により、やむを得ず夕食の欠食を申し出る場合は、宿舎と協議のうえ、決定する。

ア 夕食を欠食した場合の宿泊料金

当該施設の宿泊料金(1 泊 2 食料金)から 20%を控除した額とする。

イ 朝食を欠食した場合の宿泊料金

当該施設の宿泊料金(1泊2食料金)から10%を控除した額とする。

区分	消費税	宿泊料金	
		夕食を欠食した場合	朝食を欠食した場合
大会 参加者	税抜	3,600円～12,000円	4,050円～13,500円
	税込 (10%)	3,960円～13,200円	4,455円～14,850円

(8) 宿泊料金等の精算

宿泊料金等は、原則として宿泊責任者が、各宿舎の指定する方法により、現地にて精算する。ただし、選手・監督及び都道府県選手団本部役員にあっては、出発日に一括精算することができる。

(9) 宿泊取消料

ア 大会参加の取りやめ等のやむを得ない理由、並びに荒天・天災等(以下「荒天等」という。)による競技会(種目・種別)の中止により宿泊取消を申し出た場合の宿泊取消料は、次のとおりとする。

申出区分	宿泊取消料	備考
宿泊予定日の9日前まで	不要	素泊まり又は欠食で申し込んだ場合は、その料金を宿泊料金とする。
宿泊予定日の8日前から 宿泊予定日の4日前まで	宿泊料金の20%	
宿泊予定日の3日前から 宿泊予定日の前日まで	宿泊料金の50%	
宿泊予定日当日	宿泊料金の100%	

(注)・荒天等による交通機関の不通で、宿舎への到着が困難な日の宿泊取消料は、宿舎と協議して決定する。

・取り消した泊数にかかわらず、1人につき1泊分の宿泊取消料のみとする。

イ 選手・監督が、荒天等による競技会会期の短縮決定又は競技敗退の理由により宿泊取消を申し出た場合の宿泊取消料は、前号の定めに関わらず、特例として次のとおりとする。

なお、この特例は選手・監督以外には適用しない。

申出区分	宿泊取消料	備考
競技会会期の短縮決定の当日又は競技敗退の当日	宿泊料金の100%	素泊まり又は欠食で申し込んだ場合は、その料金を宿泊料金とする。
競技会会期の短縮決定の翌日以降又は競技敗退の翌日以降	不要	

ウ 宿泊の申込み後、変更・取消の申し出がないまま宿泊をしなかった場合の宿泊取消料は、上記ア、イの定めに関わらず、宿泊料金の全額とする。

エ 宿泊取消料は、宿泊責任者又は本人が、当該宿舎へ直接支払うものとする。その精算方法は、原則として現金払いとするが、別途、当該宿舎が定める方法も可とする。

また、宿泊責任者又は本人が宿泊取消料を支払うことができない場合は、宿泊申込代表者が最終責任を負う。

6 食事

(1) 宿舎等で提供する食事については、食材の管理、肉類や魚介類の加熱調理、調理器具の消毒を徹底するなど、食品衛生対策を実施し、提供するものとする。また、三重県内の特産品を活用したり、三重県内に伝わる郷土料理を取り入れたり、栄養バランスのよい食事内容としたりするなど配慮する。

(2) 昼食弁当については、大会参加者の希望により、県実行委員会又は市町実行委員会が別に定める方法により、斡旋するものとする。

なお、金額については、次のとおりとする。

区分	消費税	昼食弁当料金
昼食弁当（お茶を含む）	税抜	900 円以内

※消費税等については、開催時の税率を適用するものとする。

7 宿泊に係る苦情・紛議の処理

宿泊に係る大会参加者からの苦情や紛議が生じた時は、次により解決する。

(1) 宿舎は、速やかに宿泊責任者との間で解決を図る。

(2) 合同配宿本部は、当事者で解決することが困難な場合、調停及びあっせんを行う。

8 その他

(1) この要項に定めるもののほか、配宿業務の実施に必要な事項は、別に定めるものとする。

(2) 報道員及びその他関係者の宿泊等に関して必要な事項は、別に定めるものとする。

(3) 会場地市町実行委員会を組織していない市町にあっては、「市町実行委員会」を「会場地市町」に読み替える。

三重とこわか大会宿泊要項の改正（案）

審議事項（2）

荒天・天災等による競技会の中止により宿泊取消を申し出た場合における宿泊取消料の取扱に関する規定を追加するため、次のとおり改正する。

(旧)	(新)																																																
<p>第1条～第5条（6）（略）</p> <p>(7) 宿泊料金等の精算 宿泊料金等の精算については、次のとおりとする。 なお、上記以外の宿泊に関する費用については、退宿時に当該施設が定める方法により精算する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区分</th> <th style="width: 45%;">精算方法</th> <th style="width: 40%;">精算期日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>選手団</td> <td>県実行委員会を介した請求書払い</td> <td>県実行委員会が定める期日</td> </tr> <tr> <td>選手団以外</td> <td>現地にて精算。原則として現金払いとするが、別途、当該宿舎が定める方法も可</td> <td>退宿時</td> </tr> </tbody> </table> <p>(8) 宿泊取消料 ア 大会参加の取りやめ等、やむを得ない理由により宿泊取消を申し出た場合の宿泊取消料は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">申 出 区 分</th> <th style="width: 45%;">宿泊取消料</th> <th style="width: 40%;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>宿泊予定日の9日前まで</td> <td style="text-align: center;">不 要</td> <td></td> </tr> <tr> <td>宿泊予定日の8日前から 宿泊予定日の4日前まで</td> <td style="text-align: center;">宿泊料金の20%</td> <td>素泊まり又は欠食で申し込んだ場合は、その料金を宿泊料金とする。</td> </tr> <tr> <td>宿泊予定日の3日前から 宿泊予定日の前日まで</td> <td style="text-align: center;">宿泊料金の50%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>宿泊予定日当日</td> <td style="text-align: center;">宿泊料金の100%</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)・荒天、天災等（以下「荒天等」という。）による交通機関の不通で、宿舎への到着が困難な日の宿泊取消料は、宿舎が困難な日の宿泊取消料は、宿舎と協議して決定する。 ・取り消した泊数にかかわらず、1人につき1泊分の宿泊取消料のみとする。 イ 宿泊の申込み後、変更・取消の申し出がないまま宿泊をなかった場合の宿泊取消料は、上記アの定めに関わらず、宿泊料金の全額とする。 ウ 宿泊取消料は、宿泊責任者又は本人が、当該宿舎へ直接支払うものとする。宿泊責任者又は本人が宿泊取消料を支払うことができない場合は、宿泊申込代表者が最終責任を負う。</p> <p>第6条～第9条（略）</p>	区分	精算方法	精算期日	選手団	県実行委員会を介した請求書払い	県実行委員会が定める期日	選手団以外	現地にて精算。原則として現金払いとするが、別途、当該宿舎が定める方法も可	退宿時	申 出 区 分	宿泊取消料	備 考	宿泊予定日の9日前まで	不 要		宿泊予定日の8日前から 宿泊予定日の4日前まで	宿泊料金の20%	素泊まり又は欠食で申し込んだ場合は、その料金を宿泊料金とする。	宿泊予定日の3日前から 宿泊予定日の前日まで	宿泊料金の50%		宿泊予定日当日	宿泊料金の100%		<p>第1条～第5条（6）（略）</p> <p>(7) 宿泊料金等の精算 宿泊料金等の精算については、次のとおりとする。 なお、上記以外の宿泊に関する費用については、退宿時に当該施設が定める方法により精算する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区分</th> <th style="width: 45%;">精算方法</th> <th style="width: 40%;">精算期日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>選手団</td> <td>県実行委員会を介した請求書払い</td> <td>県実行委員会が定める期日</td> </tr> <tr> <td>選手団以外</td> <td>現地にて精算。原則として現金払いとするが、別途、当該宿舎が定める方法も可</td> <td>退宿時</td> </tr> </tbody> </table> <p>(8) 宿泊取消料 ア 大会参加の取りやめ等、やむを得ない理由により宿泊取消を申し出た場合の宿泊取消料は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">申 出 区 分</th> <th style="width: 45%;">宿泊取消料</th> <th style="width: 40%;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>宿泊予定日の9日前まで</td> <td style="text-align: center;">不 要</td> <td></td> </tr> <tr> <td>宿泊予定日の8日前から 宿泊予定日の4日前まで</td> <td style="text-align: center;">宿泊料金の20%</td> <td>素泊まり又は欠食で申し込んだ場合は、その料金を宿泊料金とする。</td> </tr> <tr> <td>宿泊予定日の3日前から 宿泊予定日の前日まで</td> <td style="text-align: center;">宿泊料金の50%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>宿泊予定日当日</td> <td style="text-align: center;">宿泊料金の100%</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)・荒天等（以下「荒天等」という。）による交通機関の不通で、宿舎への到着が困難な日の宿泊取消料は、宿舎と協議して決定する。 ・取り消した泊数にかかわらず、1人につき1泊分の宿泊取消料のみとする。 イ 宿泊の申込み後、変更・取消の申し出がないまま宿泊をなかった場合の宿泊取消料は、上記アの定めに関わらず、宿泊料金の全額とする。 ウ 宿泊取消料の精算は、「(7) 宿泊料金等の精算」に準ずるものとする。ただし、選手団以外における入宿前の宿泊取消料のみの精算の場合は、宿舎と協議して決定する。 また、宿泊責任者又は本人が宿泊取消料を支払うことができない場合は、宿泊申込代表者が最終責任を負う。</p> <p>第6条～第9条（略）</p>	区分	精算方法	精算期日	選手団	県実行委員会を介した請求書払い	県実行委員会が定める期日	選手団以外	現地にて精算。原則として現金払いとするが、別途、当該宿舎が定める方法も可	退宿時	申 出 区 分	宿泊取消料	備 考	宿泊予定日の9日前まで	不 要		宿泊予定日の8日前から 宿泊予定日の4日前まで	宿泊料金の20%	素泊まり又は欠食で申し込んだ場合は、その料金を宿泊料金とする。	宿泊予定日の3日前から 宿泊予定日の前日まで	宿泊料金の50%		宿泊予定日当日	宿泊料金の100%	
区分	精算方法	精算期日																																															
選手団	県実行委員会を介した請求書払い	県実行委員会が定める期日																																															
選手団以外	現地にて精算。原則として現金払いとするが、別途、当該宿舎が定める方法も可	退宿時																																															
申 出 区 分	宿泊取消料	備 考																																															
宿泊予定日の9日前まで	不 要																																																
宿泊予定日の8日前から 宿泊予定日の4日前まで	宿泊料金の20%	素泊まり又は欠食で申し込んだ場合は、その料金を宿泊料金とする。																																															
宿泊予定日の3日前から 宿泊予定日の前日まで	宿泊料金の50%																																																
宿泊予定日当日	宿泊料金の100%																																																
区分	精算方法	精算期日																																															
選手団	県実行委員会を介した請求書払い	県実行委員会が定める期日																																															
選手団以外	現地にて精算。原則として現金払いとするが、別途、当該宿舎が定める方法も可	退宿時																																															
申 出 区 分	宿泊取消料	備 考																																															
宿泊予定日の9日前まで	不 要																																																
宿泊予定日の8日前から 宿泊予定日の4日前まで	宿泊料金の20%	素泊まり又は欠食で申し込んだ場合は、その料金を宿泊料金とする。																																															
宿泊予定日の3日前から 宿泊予定日の前日まで	宿泊料金の50%																																																
宿泊予定日当日	宿泊料金の100%																																																

三重とこわか大会 宿泊要項（改正案）

1 趣旨

この要項は、「第21回全国障害者スポーツ大会 宿泊基本方針」に基づき、第21回全国障害者スポーツ大会「三重とこわか大会」に参加する選手、監督、役員、介助員（以下「選手団」という。）、大会役員、特別招待者、競技役員、競技補助員、実施本部員、ボランティア、視察員、報道員及びその他大会運営に参加する者で、実行委員会が宿泊を必要と認めた者（以下、選手団と合わせ「大会参加者」という。）の宿泊等に関して必要な事項を定めるものとする。

2 宿舍

- (1) 大会参加者の宿泊は、原則として、旅館等（旅館業法（昭和23年法律第138号）の許可を受けて営業を行うホテル、旅館及び簡易宿所をいう。以下「宿舍」という。）を利用する。
- (2) 風紀上、衛生上及び安全対策上等に支障があると認められる宿舍は利用しない。

3 配宿

- (1) 配宿に係る業務は、三重とこわか国体・三重とこわか大会実行委員会（以下「県実行委員会」という。）が実施する。
- (2) 大会参加者の配宿は、競技会場及び練習会場までの交通状況等を考慮する。
- (3) 選手・監督の配宿は、安全かつ十分な休養、休息を確保できる環境づくりを行うため、以下のことに配慮する。
 - ア 個人競技に参加する選手については、選手団ごとに同一の宿舍に配宿する。ただし、選手団の規模や宿舍の状況によっては、選手団を障害種別ごとに分けて配宿する。
 - イ 団体競技に参加する選手については、都道府県・指定都市チームごとに同一の宿舍に配宿する。
 - ウ 障がいの特性に応じた客室形式や設備を有する宿舍に配宿する。
 - エ 原則として、大会役員、競技役員、視察員、報道員等とは別にする。

4 宿泊申込手続き

(1) 宿泊申込代表者

県実行委員会は、大会参加者の区分ごとに、それぞれ宿泊の申込みに関する責任を負う者（以下「宿泊申込代表者」という。）を指定する。宿泊申込代表者は、当該区分に定める者の宿泊申込について、最終的な責任を負う。

(2) 宿泊責任者

宿泊申込代表者は、宿泊日が同一のグループ又は行動をともにするグループごとに、

宿舎との間で必要な事務処理にあたる者（以下「宿泊責任者」という。）を指名する。

（3）宿泊申込

ア 大会参加者の宿泊申込は、県実行委員会が定める宿泊申込書により、宿泊申込代表者が、インターネットを利用して行うものとする。ただし、インターネットシステムの異常等により、インターネットによる宿泊申込が困難な場合は、宿泊申込書に必要事項を記入のうえ、ファクシミリ又は郵便により行うことを認めるものとし、速やかに県実行委員会へ連絡するものとする。

なお、宿泊申込の効力の発生は、インターネットについては受信した時点、ファクシミリ及び郵便については到達した時点とする。

イ インターネット等による宿泊申込は、県実行委員会が定める申込期限までに行うものとする。

（4）宿舎の決定

宿泊申込のあった大会参加者の宿舎は、県実行委員会が、決定する。

（5）宿泊の変更及び取消

ア 入宿前の変更及び取消については、宿泊申込代表者が、インターネットを利用して速やかに県実行委員会に行うものとする。ただし、インターネットシステムの異常等により、インターネットによる変更や取消が困難な場合は、ファクシミリ又は郵便により、速やかに県実行委員会に行うことを認めるものとし、この場合も、速やかに県実行委員会へ連絡するものとする。

なお、変更及び取消の効力の発生は、インターネットについては受信した時点、ファクシミリ及び郵便については到達した時点とする。

イ 入宿後にあっては、宿泊責任者が、直接当該宿舎へ速やかに申し出るものとし、その効力の発生は、当該申し出のあった時点とする。ただし、選手団以外の大会参加者にあつては、宿泊者本人が申し出ること可とする。

ウ 県実行委員会が決定(指定)する宿舎の変更は、原則として認めない。任意に変更したことによって生じたすべての紛議及び損失は、任意に変更した者がその責任を負う。

エ 大会参加者の宿舎決定後の宿泊取消については、限られた宿舎を有効活用して配宿を行うことから、大会への参加取消等の特別な事情のない限り認めない。

5 宿泊料金等

大会参加者の宿泊料金等は、次のとおりとする。

（1）宿泊

宿泊とは、入宿日の15時から出発日の10時までの客室の使用をいうものとし、原則として1泊2食とする。

（2）宿泊料金等の適用期間

令和3年10月21日(木)15時から令和3年10月26日(火)10時まで

(3) 宿泊料金

宿泊料金は、下記の宿泊料金の範囲内とする。(第76回国民体育大会宿泊料金を参考に設定)

区分	消費税	宿泊料金		備考
		1泊2食	素泊まり	
選手団	税抜	4,500円～15,000円	3,150円～10,500円	通常のサービス・奉仕料及び冷暖房料を含む
	税込 (10%)	4,950円～16,500円	3,465円～11,550円	
選手団以外	実勢料金を基本とし、別途、県実行委員会が定める額			

※選手団における1泊2食の宿泊料金は、500円刻みとする。

※素泊まりとは、食事を伴わない宿泊をいう。

※素泊まりの宿泊料金は、1泊2食料金の70%相当額とする。

(4) 入湯税

入湯税については外税とし、宿泊料金とは別に支払う。

(5) 休憩料金

入宿日15時以前及び出発日の10時以降に客室を利用する場合の休憩料金は、各宿舎の規定に基づくものとする。

(6) 欠食控除

欠食控除の適用は、朝食、夕食ともに前々日の12時までに申し出た場合に限ることとし、以下に示すとおりとする。ただし、当日の競技の進行状況により、やむを得ず夕食の欠食を申し出る場合は、宿舎と協議のうえ、決定する。

ア 夕食を欠食した場合の宿泊料金

当該施設の宿泊料金(1泊2食料金)から20%を控除した額とする。

イ 朝食を欠食した場合の宿泊料金

当該施設の宿泊料金(1泊2食料金)から10%を控除した額とする。

区分	消費税	宿泊料金	
		夕食を欠食した場合	朝食を欠食した場合
選手団	税抜	3,600円～12,000円	4,050円～13,500円
	税込 (10%)	3,960円～13,200円	4,455円～14,850円
選手団以外	5 (3) 選手団以外の宿泊料金から、欠食控除を適用した額		

(7) 宿泊料金等の精算

宿泊料金等の精算については、次のとおりとする。

なお、上記以外の宿泊に関する費用については、退宿時に当該施設が定める方法により精算する。

区分	精算方法	精算期日
選手団	県実行委員会を介した請求書払い	県実行委員会が定める期日
選手団以外	現地にて精算。原則として現金払いとするが、別途、当該宿舎が定める方法も可	退宿時

(8) 宿泊取消料

ア 大会参加の取りやめ等^のやむを得ない理由、^{並びに}荒天・天災等（以下「荒天等」という。）による競技会^の中止により宿泊取消を申し出た場合の宿泊取消料は、次のとおりとする。

申出区分	宿泊取消料	備考
宿泊予定日の9日前まで	不要	素泊まり又は欠食で申し込んだ場合は、その料金を宿泊料金とする。
宿泊予定日の8日前から 宿泊予定日の4日前まで	宿泊料金の20%	
宿泊予定日の3日前から 宿泊予定日の前日まで	宿泊料金の50%	
宿泊予定日当日	宿泊料金の100%	

(注)・**荒天等**による交通機関の不通で、宿舎への到着が困難な日の宿泊取消料は、宿舎と協議して決定する。

・取り消した泊数にかかわらず、1人につき1泊分の宿泊取消料のみとする。

イ 宿泊の申込み後、変更・取消の申し出がないまま宿泊をしなかった場合の宿泊取消料は、上記アの定めに関わらず、宿泊料金の全額とする。

ウ 宿泊取消料の精算は、「(7) 宿泊料金等の精算」に準ずるものとする。ただし、**選手団以外における入宿前の宿泊取消料のみの精算の場合は、宿舎と協議して決定する。**

また、宿泊責任者又は本人が宿泊取消料を支払うことができない場合は、宿泊申込代表者が最終責任を負う。

6 仮設物の設置

障がい者の宿泊に必要なスロープ等の仮設物を設置する場合は、当該宿舎と協議のうえ、県実行委員会が設置する。

7 食事

- (1) 宿舎等で提供する食事については、食材の管理、肉類や魚介類の加熱調理、調理器具の消毒を徹底するなど、食品衛生対策を実施し、提供するものとする。また、三重県内の特産品を活用したり、三重県内に伝わる郷土料理を取り入れたり、栄養バランスのよい食事内容としたりするなど配慮する。
- (2) 昼食弁当については、大会参加者の希望により、県実行委員会が別に定める方法により、斡旋するものとする。

なお、金額については、次のとおりとする。

区分	消費税	昼食弁当料金
昼食弁当（お茶を含む）	税抜	900 円以内

※消費税等については、開催時の税率を適用するものとする。

8 宿泊に係る苦情・紛議の処理

宿泊に係る大会参加者からの苦情や紛議が生じた時は、次により解決する。

- (1) 宿舎は、速やかに宿泊責任者との間で解決を図る。
- (2) 県実行委員会は、当事者で解決することが困難な場合、調停及びあっせんを行う。

9 その他

- (1) 宿舎での介助（食事、入浴等に特別な介助を要するもの）については、所属する選手団等の責任において、その者の介助を行うものとする。
- (2) この要項に定めるもののほか、配宿業務の実施に必要な事項は、別に定めるものとする。

今後のスケジュール

令和2年度の国体・大会開催準備（宿泊専門委員会関係分）については、下記のとおり予定しています。

年 度	月	内 容
令和2年 (1年前)	6月	<input type="checkbox"/> 国体 宿泊要項の決定 日本スポーツ協会 国体委員会において審議、決定
	夏以降	<input type="checkbox"/> 宿泊施設向け説明会の開催
	10月	<input type="checkbox"/> 第75回国民体育大会 「燃ゆる感動かごしま国体」視察 <input type="checkbox"/> 第20回全国障害者スポーツ大会 「燃ゆる感動かごしま大会」視察
	2月	<input checked="" type="checkbox"/> 第6回宿泊専門委員会 ・国体 報道員及びその他大会関係者宿泊規程（案） の審議、決定 ・国体 宿泊業務実施要領（案）の審議、決定 ・大会 宿泊業務実施要領（案）の審議、決定

凡例 ○:会議等の開催 □:開催準備活動

注:開催時期や内容は、いずれも予定であり、新型コロナウイルス感染症に係る状況や準備の進捗により変動することがあります。

三重とこわか国体・三重とこわか大会実行委員会

宿泊専門委員会 名簿

○委員長

令和2年5月7日現在

選出区分	所属機関・団体・役職名	氏名
宿泊関係	三重県旅館ホテル生活衛生同業組合理事長	木村 圭仁朗

○副委員長

選出区分	所属機関・団体・役職名	氏名
食事関係	一般社団法人三重県調理師連合会会長	伊藤 隆明

○委員

(敬称略、順不同)

選出区分	所属機関・団体・役職名	氏名
宿泊関係	公益社団法人三重県観光連盟 専務理事	宮田 憲一
	一般社団法人全国旅行業協会三重県支部 支部長	渡部 俊郎
	一般社団法人日本旅行業協会中部支部 三重地区委員会 委員長	木崎 真樹
食事関係	公益社団法人三重県栄養士会 会長	井後 福美
県関係	三重県医療保健部食品安全課 課長	下尾 貴宏
	三重県子ども・福祉部障がい福祉課 課長	森岡 賢治
	三重県農林水産部フードイノベーション課 課長	福島 頼子
	三重県雇用経済部観光局観光魅力創造課 課長	寺本 久彦